

消費者ネットも今年で設立10年を迎えます。来年の消費者月間の頃に記念のイベントを企画中です。記念誌も作り、静岡県内の消費者教育、相談員を支えてきた10年を振り返ります。決まり次第お知らせしますので、是非皆様のご参加をお待ちしています。

2015年度・第2回幹事会議事録

日時：2015年11月16日（月）13:30～15:30

会場：生協ユーコープしずおか県本部会議室

1. 報告承認事項

(1) 2015年度第1回幹事会議事録

(2) 加入申込書について 1名の入会を承認した

2. 検討事項

(1) 10周年記念企画について 2015年改正された食品表示法をわかりやすく伝える話と映画「パパ、遺伝子組み換えってなに?」、会費制の懇親会

(2) 10周年誌について 座談会、資料など

(3) 消費者教育実践フォーラム（地方消費者GF）について
中部地区は今年度、2月23日に岐阜で開催される予定。

(4) 入門講座について 焼津で開催、講師の佐野司法書士より報告があった。

(5) 第2次静岡県消費者行政推進計画案について
消費者ネットとして意見を提出するため意見交換を行い、早急に提出する。

(6) 適格消費者団体の勉強会について
弁護士会主催の学習会に4名参加し、群馬県の事例を学習、静岡県にも早急に立ち上げることの期待が関東弁護士会からも話された。

3. 情報交換



次回幹事会

平成28年2月1日（月）

10時～12時

ロッキーセンター小会議室

※オブザーバー参加ご希望の方は事務局
まで

～会員向け定期講座 NO. 2～

日時：平成28年1月16日（土）

午後2時～4時

会場：静岡県司法書士会館

参加費：500円

問合せ：消費者問題ネットワーク
しずおか事務局

適格消費者団体立ち上げの学習会に行ってきました！

10月27日(火)の夜6時から静岡県弁護士会館で開催された県弁護士会主催の適格消費者団体立ち上げの勉強会に参加してきました。その報告です。

たまたまこちらから電話した際に、霸岡弁護士からお声をかけていただいたので、急な日程でしたがスケジュールをやりくりして何とか4名（金指副代表、小楠幹事、事務局の成田氏と江崎）で参加してきました。講師は群馬県弁護士会の舟木諒弁護士で関東弁護士会連合会の方お二人との参加でした。

関東弁護士会連合会は 東京の三弁護士会（東京、第一東京、第二東京）と、関東地方の「横浜、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県」や、甲信越の「山梨県、長野県、新潟県および静岡県」の弁護士会が連合した組織です。その中でも適格消費者団体は現在、東京に2つ、埼玉に1つの3つしかないそうです。

この状況を踏まえて連合会は「消費者被害を食い止めるためには、少なくとも1都道府県に1団体の設立が望ましいという立場から、既存の適格消費者団体を調査し、適格消費者団体を設立する活動を支援する」の趣旨の下に、依頼があった弁護士会に赴いて、その手伝いをしているようです。

勉強会の講演内容は、現在適格消費者団体を目指して立ち上げ、活動に入っている群馬県の事例を資料にしながら詳細にお話しいただきました。

資料の内容は

1. 消費者被害の実情
2. 差止請求権とは
3. 適格消費者団体とは
4. 消費者支援群馬ひまわりの会の取組（事例紹介）
5. 集団的消費者被害救済制度

勉強会の中で印象に残ったのは、①「被害に遭った消費者の被害額を越える利益はない」、「つまりたとえ勝ったとしても、被害額から何%かを受け取るものだけが会の収益になる」ため、その収益と会員からの会費だけで運営していく事になるので、事務所経費をどう工面するのか、経費を如何に少なく出来るかが大きい、また②会員を100名集めるのも条件の一つなのでそれを集めるのが中々大変という点でした。そのような観点から、生協連との取り組みが大切と強調されていました。群馬県は既存のクレサラの被害者団体を母体に立ち上げたそうです。

また、「この活動は弁護士にとって大きな収入になることはないけれど、弁護士として仕事の充実感・達成感が得られる仕事である」ことも強調されておられました。

その後、弁護士会では人的・財政的な課題について、関西方面の適格消費者団体へヒヤリング調査をすすめる、と聞いています。（江崎記）